

入札される方へ

- 1 公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分にご理解の上、公売へご参加ください。
 - (1) 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。
 - (2) 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（市）は、担保責任等を負いません。
 - (3) 執行機関（市）は公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などは、全て買受人の責任において行うことになります。
 - (4) 土地の境界については隣地所有者と、また、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。
 - (5) 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。
- 2 入札の手続などは、「公売のしおり」（期間入札）をご覧ください。
- 3 公売財産の明細については、栃木市ホームページの「公売情報」をご覧ください。
- 4 公売に係る市税の納付による公売の中止（買受代金の納付前まで）や災害発生などのやむを得ない理由により公売を中止する場合があります。

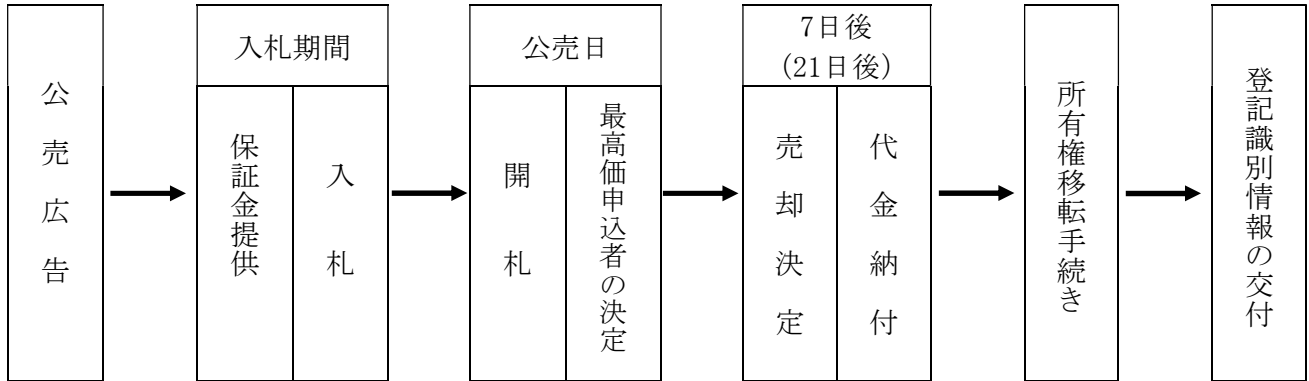
入札書提出前に公売中止の有無を栃木市のホームページにてご確認していただくか、栃木市収税課公売担当までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

栃木市役所 収税課 滞納処分係
電話 0282-21-2283

公売のしおり（期間入札）

I 公売の概要



II 公売参加資格

原則として、定められた公売保証金を提供すれば、どなたでも公売に参加することができます。

ただし、次に該当する者は、法令の規定により公売財産を買い受けることはできません。

- (1) 滞納者等、国税徴収法第92条（買受人の制限）の規定に該当する者
- (2) 栃木市不動産公売における暴力団排除要領第2(3)の暴力団関係者等に該当する者。
- (3) 公売への参加等を妨害した者、不正に連合した者、偽りの名義で入札等をした者、買受代金を故意に納付しなかった者、故意に公売財産を損傷した者等、国税徴収法第108条（公売実施の適正化のための措置）の規定に該当する者
- (4) 公売財産が農地の場合等、公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格を有しない者（買受適格証明書の提出ができない者など）

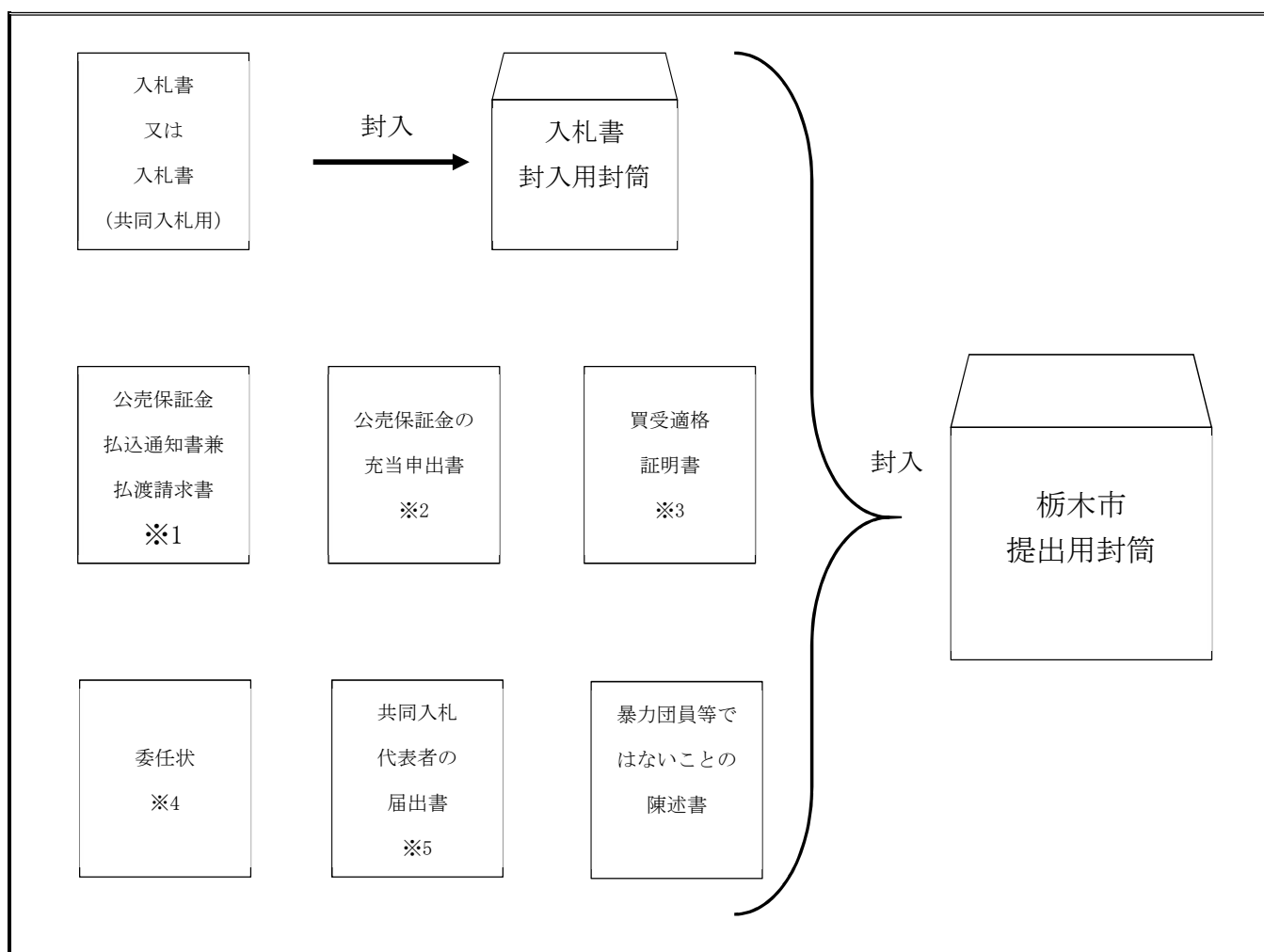
Ⅲ 入札手続

1 栃木市収税課への提出書類

入札に当たっては、次の書類が必要となります。

様式は、栃木市ホームページの公売情報からダウンロードすることができます。

(買受適格証明書を除く)



※1 及び ※2 公売保証金の提供を要する公売財産の場合に提出

※3 農地につき買受適格証明書の提出が必要な公売財産の場合に提出

※4 個人の場合は本人以外、法人の場合は代表者以外が公売に参加する場合に提出

※5 2人以上の共同で公売に参加する場合に提出

2 公売保証金の提供

公売保証金の定められた公売財産については、「入札書」の提出前に、次のとおり公売保証金の提供が必要となります。

(1) 公売保証金は、以下の方法により提供してください。

イ 栃木市が指定した預金口座に振り込む方法

ロ 現金を栃木市役所に直接持参する方法

なお、振込みによる場合は、入札を予定する売却区分番号ごとに公売保証金を振り込まなければなりません。

(2) 公売保証金を振り込んだ場合には、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の太い枠で

囲まれた部分を記載の上、金融機関から交付された振込金受取書（原本）を「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の所定の位置に貼り付け、割印をして提出してください。

公売保証金の振込みを確認後、領収証書を郵送します。

(3) 公売保証金を買受代金の一部に充当したい場合には、「公売保証金の充当申出書」を併せて提出してください。

3 入札書の提出

(1) 入札書は必ず入札書提出用封筒に入れ、密封してください。

入札書提出用封筒には、売却区分番号及び開札日時を記載してください。

なお、入札書提出用封筒に封入する入札書は1売却区分のみですので、複数の売却区分を入札される場合は、売却区分ごとに入札書提出用封筒が必要となります。複数の売却区分を入札する場合は、売却区分ごとに提出書類をクリップ等で止めて、区別できるようにしてください。

(2) 「入札書」には、個人にあつては住民登録上の住所・氏名を、法人にあつては商業登記上の所在地・名称を記載してください。

なお、「入札書」は、字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。書き損じた場合は、新たな「入札書」を作成してください。

(3) 一度提出した「入札書」は、入札期間内であっても、引換え、変更又は取消しをすることはできません。

- (4) 同一人が同一の売却区分番号の公売財産に対して2枚以上の「入札書」を提出した場合にはその「入札書」はいずれも無効なものとなります。
- (5) 共同して入札する場合は、専用の「入札書(共同入札用)」を使用し、「共同入札代表者の届出書」を提出してください。
- (6) 代理人が入札する場合は、代理権限を証する「委任状」を提出してください。
- (7) 公売財産が農地等の場合には、農業委員会の発行する「買受適格証明書」を提出してください。
- (8) 公売財産が不動産の場合はどの物件であっても「暴力団関係者ではないことの確約書」を提出してください。

IV 開札期日から代金納付までの手続き

1 開札の方法

開札は、入札者の面前で行います。

ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

2 最高価申込者の決定及び公告

最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の「入札価額」欄に記載された価額が見積価額以上で、かつ、最高の価額である入札者に対して行います。

なお、最高価申込者の氏名及び最高価申込価額を公告します。

また、最高価申込者には後日、「最高価申込者の決定等通知書」を送付します。

最高価申込者について確認したい場合は、売却決定日前日までにお問い合わせください。

公告終了後は、氏名・金額については公表できません。

3 次順位買受申込者の決定及び公告

- (1) 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保

証金の額を控除した金額以上であるものに限る)による入札者から、開札の場所において次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者と決定します。

なお、次順位買受申込者が2名以上あるときは、くじで決定します。

- (2) 次順位買受申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の「入札価額」欄に記載された価額により行います。

なお、次順位買受申込者の氏名及び次順位買受申込価額を公告します。

また、次順位買受申込者には後日、「次順位買受申込者の決定等通知書」を送付します。

次順位申込者について確認したい場合は、売却決定日前日までにお問い合わせください。

公告終了後は、氏名・金額については公表できません。

4 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2名以上いる場合は、後日、その入札者の中で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

- (1) 追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。

- (2) 追加入札をすべき者が入札をしなかった場合又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その者の提供した公売保証金は市に帰属し、その後2年間は公売への参加を制限します。

- (3) 追加入札についての具体的な方法や日時については、担当にお問い合わせください。

5 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者が提供した公売保証金は、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に記載された預金口座への振込みにより返還します。ただし、次順位買受申込者の方が提供した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後に、同様の方法で返還します。

6 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して行います。

なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行

います。

7 買受代金の納付

売却決定後、買受人は、公売公告に記載された代金納付期限までに、買受代金の全額（公売保証金を充当する場合には、充当後の残額）を以下の方法により納付してください。

売却決定前に買受代金を振り込む方法により納付すると、その公売に係る市税が完納され、公売が中止となった場合、その納付した買受代金は振込人が取戻手続を行う必要があります。その際の手数料は振込人の負担となりますので、買受代金は必ず売却決定後に納付するようにしてください。

- (1) 栃木市が指定した預金口座に振り込む方法
- (2) 現金を栃木市役所に直接持参する方法

8 売却決定通知書の送付

売却決定後、買受代金の納付が確認でき次第、「売却決定通知書」を送付します。

この書類は権利移転手続に必要な書類を請求する際に必要となることから、大切に保管してください。

万一、紛失されても再発行はできません。

V 権利移転手続

1 権利取得の時期

買受人は、買受代金の全額を納付した時に公売財産の権利を取得します。

ただし、農地等については、都道府県知事等の許可があったときに権利を取得することとなります。

なお、買受代金納付後に生じた財産のき損、盗難、焼失等による損害の負担は、買受人が負うこととなります。

2 公売財産の引渡し

栃木市は、引渡しの義務を負いません。

3 権利移転に伴う費用

公売財産の権利移転に伴う費用は、以下のものがあり、買受人の負担となります。

- (1) 個人の場合は住民票抄本、法人の場合は履歴事項証明書又は資格証明書の取得費用
- (2) 固定資産評価証明書の取得費用
- (3) 郵送料（市役所・法務局・買受人間の郵送費用）
- (4) 権利移転登記の登録免許税
- (5) 農業委員会等での許可書または届出受理書の取得費用（農地の場合）

4 権利移転手続

買受人は、速やかに権利移転に必要な書類を提出してください。

(1) 提出書類

イ 住所証明書

個人の場合は住民票抄本、法人の場合は履歴事項証明書又は資格証明書。

ロ 所有権移転登記のための登録免許税の領収証書又は印紙

買受人に別途送付する納付書を使用して納付してください。

また、登録免許税額が3万円以下の場合、領収証書に代えて印紙でも構いません。

ハ 公売財産の固定資産評価証明書

公売財産所在地の市役所等の窓口「売却決定通知書」を提示して申請してください。

ニ 郵便切手

金額は別途ご案内いたします。

ホ 公売財産が農地の場合

都道府県知事・農業委員会の発行する権利移転の許可証又は届出受理書。

公売財産所在地の農業委員会の窓口「売却決定通知書」を提示して、申請してください。

(2) 所有権移転登記

(1) に掲げる書類が市役所に送達された後、権利移転登記の手続を行います。

登記完了には書類送達から約2週間程度の期間が見込まれます。

登記完了後、買受人に「登記識別情報通知」を送付します。

登記識別情報通知には受領書と返信用封筒を併せて送付しますので、受領後、速やかに受領書の返送を行ってください。

5 担保責任

栃木市は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。

VI その他

1 最高価申込者の決定取消し

次に該当する場合は、最高価申込者決定を取り消します。

- (1) 最高価申込者（次順位買受申込者を含む）の決定後、売却決定前に、公売の原因となった市税の完納の事実が証明されたとき。
- (2) 国税徴収法第108条第2項（公売実施の適正化のための措置）に該当する事実があった場合

2 売却決定の取消し

次に該当する場合は、売却決定を取り消します。

- (1) 売却決定後、買受代金の納付前に、公売の原因となった市税の完納の事実が証明されたとき。
- (2) 買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないとき。
- (3) 売却決定後、国税徴収法第108条第2項（公売実施の適正化のための措置）に該当する事実があった場合

3 買受申込み等の取消し

売却決定が行われた後であっても、法律の規定に基づいて滞納処分の続行が停止される場合（不服申立てなど）があります。この停止している間は、最高価申込者及び次順位買受申込者は、買

受申込み等の取消しを行うことができます。

4 公売保証金の国庫帰属等

買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合は、その者の提供した公売保証金は、その公売に係る市税に充て、なお残余金があるときは、これを滞納者に交付します。

なお、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の提供した公売保証金は、栃木市に帰属し、その後2年間は公売への参加を制限します。